

審 査 基 準

令和 7 年10月 9 日作成

法 令 名	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
根 拠 条 項	第 2 0 条第 1 0 項において準用する第 9 条第 1 項
処 分 の 概 要	遊技機の増設、交替その他の変更の承認
原権者（委任先）	鳥取県公安委員会
法 令 の 定 め	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 3 条第 2 項（公安委員会が付した条件）、第 4 条第 4 項（承認の基準）、第 2 0 条第 1 0 項において準用する第 9 条第 2 項 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書の添付書類等に関する内閣府令第 1 条 1 1 号（変更承認申請書の添付書類） 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則第 1 条（変更承認申請書の提出）、第 8 条（著しく射幸心をそそるおそれのある遊技機の基準）、第 1 9 条（変更の承認の申請）
審 査 基 準	
標 準 処 理 期 間	別紙を参照
申 請 先	申請書は、あなたの営業所の所在地を管轄する警察署の担当窓口 に提出してください。
問 い 合 わ せ 先	鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話 0857-23-0110）
備 考	法令の定め の 解釈 については、「風俗営業等の規制及び業務の適 正化等に関する法律等の解釈運用基準」（令和 7 年 5 月 30 日 警察 庁生活安全局）第 1 2 の 8 及び第 1 7 の 9 を参照すること。

別紙

遊技機の増設、交替その他の変更の承認については、変更する遊技機により処理に要する期間が変動し、個別具体的な処理を要するため、標準処理期間を定めることはできない。

ただし、その目安となる期間を下記のとおり定める。

記

1 2 日

ただし、申請に係る遊技機が、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第20条第2項の認定を受けたもの又は同条第4項の検定を受けた型式に属するもののみである場合に限る。